

議案第 3 3 号

天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の制定
について

天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を次のように制定しようとする。

平成25年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤の者（以下「非常勤消防団員」という。）が退職した場合において、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(退職報償金の支給額)

第 2 条 退職報償金は、非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に対し、その者の階級及び勤務年数に応じて別表に掲げる額を支給する。

(退職報償金の支給基礎となる階級)

第 3 条 前条の階級は、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級のうち、最も上位の階級から順次その在職期間を合算し、その在職期間の合計が初めて1年以上となる場合の最後に合算した期間に係る階級とする。

(勤務年数の算定)

第 4 条 第 2 条の勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における

期間については、この限りでない。

- 2 前項の勤務年数の計算は、非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となった日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

第5条 非常勤消防団員が一定期間勤務しなかったことが明白である場合には、その期間は勤務年数に算入しない。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 退職報償金の支給を受けることができる非常勤消防団員の遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で非常勤消防団員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に該当しない子及び父母

- 2 前項に掲げる者の退職報償金の支給を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

- 3 退職報償金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数により等分して支給する。

(遺族からの排除)

第7条 次に掲げる者は、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者
- (2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職報償金支給の制限)

第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 懲戒免職又はこれに準ずる処分を受けて退職した者
- (3) 停職処分を受けたことにより退職した者
- (4) 勤務成績が特に不良であった者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、退職報償金を支給することが不相当と認められる者

(退職報償金支給の時期)

第9条 退職報償金は、非常勤消防団員が退職したときに支給する。ただし、特別の事情があるときは、これによらないことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、退職報償金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、非常勤消防団員が山辺広域行政事務組合の非常勤消防団員(以下「山辺組合消防団員」という。)として勤務していた期間(山辺広域行政事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成2年4月山辺広域行政事務組合条例第22号)(以下「山辺組合条例」という。)の規定により当該非常勤消防団員として勤務した期間に合算しないこととされているものを除く。)は、この条例の規定による勤務年数に合算する。
- 3 施行日の前日までに退職した山辺組合消防団員で、施行日において山辺組合条例の規定による退職報償金の支給を受けていない者の退職報償金の支給については、なお山辺組合条例の例による。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	円 189,000	円 294,000	円 409,000	円 544,000	円 729,000	円 929,000
副 団 長	179,000	279,000	379,000	484,000	659,000	859,000
分 団 長	169,000	268,000	363,000	463,000	609,000	799,000
副分団長	164,000	253,000	338,000	428,000	574,000	759,000
部長及び 班 長	154,000	233,000	308,000	388,000	514,000	684,000
団 員	144,000	214,000	284,000	359,000	469,000	639,000